

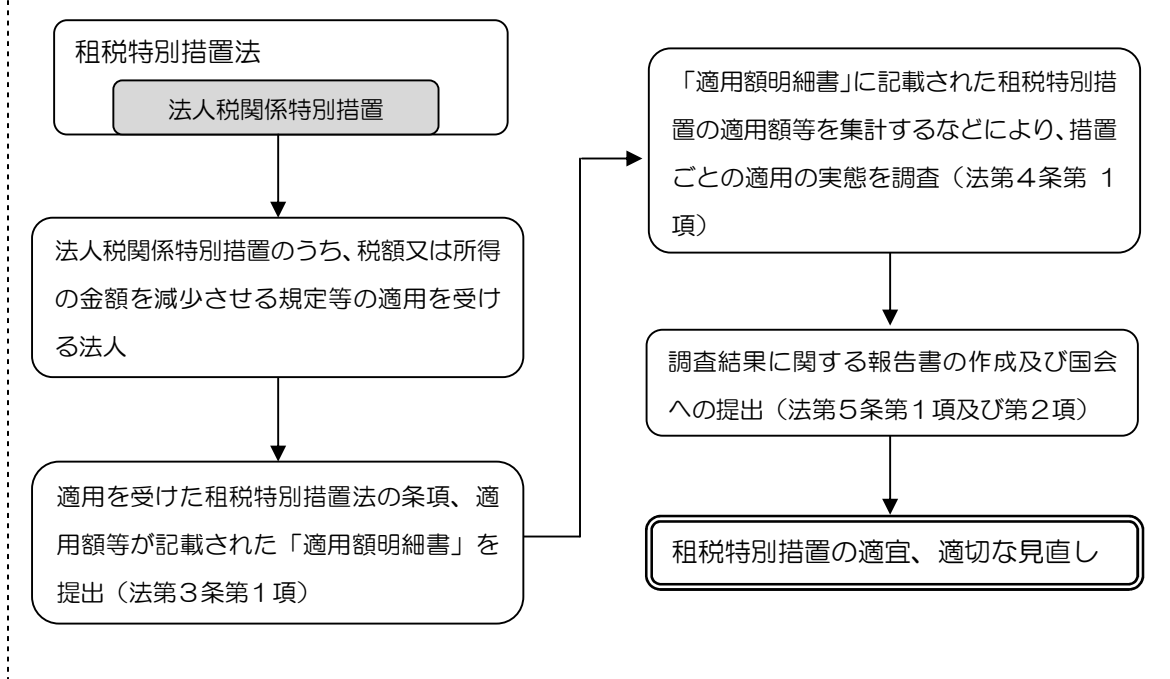
## I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります。（法第 1 条）

### ○ 租特透明化法の流れ



なお、「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

※「適用額明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。  
ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞〔手続名〕カラーOCR帳票（法人税申告書等）

（参考） 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

## 2 Q & A

### Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注） 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

### Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

### Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考） 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

### Q 4 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 4 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 5 「適用額明細書」は、どこで入手できますか？

A 5 「適用額明細書」については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードが可能です。

（掲載場所）ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞〔手続名〕カラーOCR帳票（法人税申告書等）

また、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

A 6 「適用額明細書」については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能です。

詳しくはe-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q 8 震災特例法の規定により租税特別措置法を準用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

A 8 震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六（七）に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載につきましては、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記願います。

### 3 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。

